



雇児母発第1208001号
平成15年12月8日

社団法人 日本産科婦人科学会会長 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課長



母子健康手帳の様式の改正について

母子保健事業の推進については、かねてより特段の御配慮をいただいているところであり、深く感謝申し上げます。

さて、母子健康手帳につきましては、本年7月30日に取りまとめられた「神経芽細胞腫マスキリーニング検査のあり方に関する検討会」報告書等を踏まえ、下記のとおり改正が必要となったので通知いたします。

このうち母子保健法施行規則（昭和40年厚生省令第55号）様式第3号（以下「省令様式」という。）の改正にかかる部分については、別途、省令様式改正のための母子保健法施行規則の改正を行う必要があることから、厚生労働省において、所要の省令改正作業を行ってきたところです。

この度、別紙通知の別添1のとおり、平成15年12月8日に「母子保健法施行規則の一部を改正する省令（平成15年厚生労働省令第173号。）」が公布され、今回の母子健康手帳の様式の改正の最終的な文言が確定し、別紙のとおり各都道府県・政令市・特別区母子保健主管部（局）長あて通知しましたので、貴会におかれましても、今回の母子健康手帳の様式の改正について、貴会会員に周知いただくとともに、今後の母子保健事業の円滑な実施に御協力いただきますようお願いいたします。

(別紙)

雇児母発第1208001号
平成15年12月8日

各 { 都道府県
政令市
特別区 } 母子保健主管部(局)長 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課長



母子健康手帳の様式の改正について

母子保健事業の推進については、かねてより特段の御配慮をいただいているところであり、深く感謝申し上げます。

さて、母子健康手帳につきましては、本年7月30日に取りまとめられた「神経芽細胞腫マススクリーニング検査のあり方に関する検討会」報告書等を踏まえ、下記のとおり改正が必要となったので通知いたします。

このうち母子保健法施行規則(昭和40年厚生省令第55号)様式第3号(以下「省令様式」という。)の改正にかかる部分については、別途、省令様式改正のための母子保健法施行規則の改正を行う必要があることから、厚生労働省において、所要の省令改正作業を行ってきたところです。

この度、別添1のとおり、平成15年12月8日に「母子保健法施行規則の一部を改正する省令(平成15年厚生労働省令第173号。以下「改正省令」という。)」が公布され、今回の母子健康手帳の様式の改正の最終的な文言が確定したので通知いたします。

貴職におかれましては、今回の母子健康手帳の様式の改正の内容を御了知いただくとともに、管内市町村に対し、今回の母子健康手帳の様式の改正について周知いただくようよろしくお願いいたします。

なお、改正省令の施行期日は平成15年12月8日とされており、同日以降、各市区町村において交付する母子健康手帳のうち省令様式に係る部分については、改正省令による改正後の母子健康手帳の様式による必要があることから、各市区町村においても平成15年12月8日以降に交付する母子健康手帳の改正に遺漏なきようお願いいたします(なお、改正省令附則第2項により、経過措置として、平成16年3月31日までに

交付する母子健康手帳の様式については、改正省令による改正後の省令様式にかかわらず、なお従前の例によることができる。)

また、母子健康手帳の様式の作成例として示している省令様式以外の部分（50頁以降。以下「任意記載事項」という。）についても、下記の通り改正が必要となったので、各市区町村において、平成15年12月8日以降に交付する母子健康手帳に、適宜、その内容を反映させるよう併せてお願いいたします。

なお、任意記載事項部分の改正につきましては、予防接種法を所管する当省健康局結核感染症課と協議済みであることを申し添えます。

記

1. 省令様式（49頁まで）に係る部分

以下の通り改める（別添1参照）

- ・ 20頁中「○神経芽細胞腫の検査は済みましたか。 ※ はい いいえ
(月 日提出)」を削除。
- ・ 20頁中「※神経芽細胞腫は小児がんの一種で、少量の尿で検査ができます。」
を削除。
- ・ 20頁中「○ひとみが白く見えたり、黄緑色に光って見えたりすることがあります
か。 ※※ いいえ はい」を
「○ひとみが白く見えたり、黄緑色に光って見えたりすることがあります
か。 ※ いいえ はい」に
改める。
- ・ 20頁欄外中「※※ひとみが白く見えたり、黄緑色に光って見えるときは眼の病気の
心配があります。すぐに眼科医の診察を受けてください。」を
- ・ 20頁欄外中「 ※ひとみが白く見えたり、黄緑色に光って見えるときは眼の病気の
心配があります。すぐに眼科医の診察を受けてください。」に
改める。
- ・ 44頁及び45頁を改める。

2. 任意記載事項（様式の作成例）（50頁以降）に係る部分

76頁の表を別添2のとおり改める。



(号外)
独立行政法人国立印刷局

目次

○母子保健法施行規則の一部を改正する省令(厚生労働一七三)

[省令]

○電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件(総務七一)

○電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件等の一部を改正する件(同七一)

○電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件を廃止する件(同七一)

○指定統計調査の結果の公表等に関する報告を受けた事項を告示(同七一)

[公告]

諸事項

官庁

建設業の許可の取消処分関係

裁判所

公示催告、除権判決、破産、免責、会社更生、再生関係

特殊法人等

都市基盤整備公団関係

三六 三三 三〇 二八

地方公共団体
行旅死亡人関係
会社その他
会社決算公告

三〇 三六

省

令

○厚生労働省令第七十三号

母子保健法(昭和四十年法律第四十一号)第十六条第三項の規定に基づき、母子保健法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十五年十二月八日

母子保健法施行規則の一部を改正する省令

厚生労働大臣 坂口 力

母子保健法施行規則(昭和四十年厚生省令第五十五号)の一部を次のように改正する。
様式第三号中「二」ハージを次のように改める。

◎予防接種を受ける時期：次の表を参考にしてください。

予防接種の種類	法律等で定められている期間・回数	望ましい時期
BCG	4歳になるまでに1回	乳児期
ポリオ	生後3～90か月未満 6週間以上の間隔をおいて2回	生後3～18か月
ジフテリア 百日せき 破傷風	1期初回：生後3～90か月未満 ※)	生後3～12か月
	3～8週間隔で3回	
	1期追加：生後3～90か月未満 ※) 1期初回終了後、6か月以上の間隔をおいて1回	初回接種終了後 12～18か月後
	2期：11歳、12歳 DT(ジフテリア・破傷風混合)ワクチンを1回	小学校6年
麻しん(はしか)	生後12～90か月未満 (1回) ※※)	生後12～15か月
風しん(三日はしか)	生後12～90か月未満 (1回)	生後12～36か月
日本脳炎	1期初回：生後6～90か月未満 1～4週間隔で2回	3歳
	1期追加：生後6～90か月未満 1期初回終了後、おおむね1年後に1回	4歳
	2期：9歳～13歳未満 (1回)	小学校4年
	3期：14歳、15歳 (1回)	中学校2年

※)通常、DPT(ジフテリア・百日せき・破傷風混合)ワクチンを接種します。百日せきにかかったことが明確な場合は、DTワクチンを接種します。

※※)麻しん(はしか)の予防接種は、1歳になったらできるだけ早めに受けるようにしましょう。

(旧)

◎予防接種を受ける時期：次の表を参考にしてください。

予防接種の種類	定められている時期	望ましい時期
BCG	4歳になるまでに1回	乳児期
ポリオ(生)	生後3月～90月未満の間に2回	1歳6か月までに
ジフテリア 百日せき 破傷風 混合ワクチン	1期初回：生後3月～90月未満 3～8週間隔3回	1歳までに
<u>(DPT)</u>	1期追加：生後3月～90月未満 初回終了後、6ヶ月以上の間隔をおいて 1回	2歳6か月までに
	2期：11歳、12歳 ジフテリア・破傷風混合ワクチンを1回	小学校6年
麻しん(はしか)	生後12月～90月未満	1歳～2歳
風しん(三日はしか)	生後12月～90月未満	1歳～3歳
日本脳炎	1期初回：生後6月～90月未満 1～4週間隔2回	3歳
	1期追加：生後6月～90月未満 初回終了後、翌年1回	4歳
	2期：9歳～13歳未満	小学校4年
	3期：14歳、15歳	中学校2年

※ 麻しん(はしか)の予防接種は、1歳になったらできるだけ早めに受けるようにしましょう。